

介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第13号

介護保険法施行細則の一部を改正する規則

介護保険法施行細則（平成11年岩手県規則第119号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>福祉用具専門相談員指定講習会の指定の申請</u>)</p> <p>第4条 政令第4条第2項の申請は、別に定める様式による<u>福祉用具専門相談員指定講習会指定申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>(<u>福祉用具専門相談員指定講習会を行う者の変更等の届出</u>)</p> <p>第5条 省令第22条の34において準用する省令第22条の29の規定による変更の届出は別に定める様式による<u>福祉用具専門相談員指定講習会事業者変更届</u>により、省令第22条の34において準用する省令第22条の29の規定による<u>福祉用具専門相談員指定講習会事業の廃止、休止又は再開の届出</u>は別に定める様式による<u>福祉用具専門相談員指定講習会事業廃止（休止、再開）届</u>により行わなければならない。</p>	<p>(<u>福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定の申請</u>)</p> <p>第4条 政令第4条第2項の申請は、別に定める様式による<u>福祉用具専門相談員指定講習事業者指定申請書</u>により行わなければならない。</p> <p>(<u>福祉用具専門相談員指定講習事業者の変更等の届出</u>)</p> <p>第5条 省令第22条の34において準用する省令第22条の29の規定による変更の届出は別に定める様式による<u>福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届</u>により、省令第22条の34において準用する省令第22条の29の規定による<u>福祉用具専門相談員指定講習事業の廃止、休止又は再開の届出</u>は別に定める様式による<u>福祉用具専門相談員指定講習事業廃止（休止、再開）届</u>により行わなければならない。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の介護保険法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。